

南監発第53号
平成28年3月15日

南小国町議会議長 平野昭夫 様
南小国町長 高橋周二 様

南小国町代表監査委員 下城宣夫
同 監査委員 穴井千秋

平成27年度定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成27年度定期監査を下記のとおり実施しましたので、同条第9項の規定により報告並びに同条第10項に基づき意見を致します。

記

- 1 監査対象課
総務課 町民課 福祉課 税務課 建設課 農林課 まちづくり課 会計室
保育園 教育委員会 給食センター 議会事務局 町内の各小・中学校
- 2 実施期日 平成28年2月3日 ～ 平成28年2月23日(内 7日実施)
- 3 監査の方法
事前に関係部局より次の資料(1月1日現在)を求め、これをもとに実施した。
 - ①職員配置及び事務分掌
 - ②補助金(負担金)交付調書
 - ③④予算執行状況(歳入、歳出)
 - ⑤工事の進捗状況
 - ⑥公用車状況調べ

収納状況、支出状況については、適時調査をしている。

4 監査結果の報告及び意見

各課の調査結果では、一部の年度末支払いを除き現時点での予算執行状況は全体的にはほぼ順調である。その中から今回の定期監査について報告する。

「事務分掌」

南小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みが目標に向けて動き出す中、関係課においては事業量の増加が予想される。また、ふるさと納税も好調であり1億5,000万円程度見込まれるということである。マイナンバー制度も導入され全体的に事業量が増加している中、事業量の増加に伴う適正な所管配置を望む。

「事務の遂行状況及び問題点」

各課ともに概ね歳入、歳出それぞれ順調に運営されているが、一部気づいたことについて列記する。

- ① 収納状況では、水道・農集・公共下水道・住宅家賃・CATV使用料・保育料・給食費・各保険料・町税のすべてにおいて滞納が生じている。徴収係の設置に伴い過年度の税滞納額が昨年度より減となり、さらなる努力を期待したい。又、滞納者が一つだけでなく他の項目でも滞納となっている場合が多いと思われる。新たに制定された南小国町債権管理条例の制定により、関係各課、連携して徴収にあたるようにしていただきたい。尚、使用料等については法的な措置をとり徴収にあたってほしい。又、生活に困窮している者については、生活保護等の救済措置も同時に考えるべきである。保育料、給食費については、児童手当からの対応で滞納額が減少しているが、子どもの年齢に伴い児童手当が対象外となり、徴収が困難となっている滞納者がいるため、さらなる努力を期待したい。

調定については、歳入が見込まれるものについては当初から計上すべきであり、調定額が無いのに収入があったり、調定額より収入済額が多い科目があった。

- ② 備品について、新庁舎に移転し概ね適切に管理されているが、旧庁舎に残っているものもまだ数多くあり、旧庁舎の取壊しの際には処分等を適切に行っていただきたい。

又、町有林の整備については、経営計画の早期の策定が望まれる。

- ③ 公用車の利用状況

公用車の利用状況は、適正に管理されている。年式の古い公用車については購入が検討されているようだが、経済的・環境的に良好な公用車の導入を望む。

「補助金関係」

補助金等の交付については町の規定により、申請書、実績報告書、領収書等の添付書類は概ね良好であるが、同じ団体に経常的に支出されているものについては内容を特に精査し、今後も指導を徹底していただきたい。

「工事関係」

工事について、昨年度からの繰越工事については順調に完成予定である。国の補助金の都合等により、今年度も繰り越しが予定されている工事が見受けられるが、速やかな工事完成が望まれる。

「学校監査、保育園施設監査」

（保育園関係）

現地調査を行い出納簿や備品台帳等を見て、適正に整備されていることを確認した。昨年度、賄材料の発注伝票に業者側の誤りが多かったが、本年度もあまり改善されていない状況だった。保育園の事務が煩雑になるため業者に間違いがないよう指導徹底を望む。平成28年度より延長保育が始まるとのことだが、運営に支障をきたさないよう適正な職員配置を望む。

（学校関係）

現地調査を行い出納簿や備品台帳等を見て、整備されていることを確認したが一部、備品台帳に記載漏れがあったので今後、適切な処理を望む。各学校とも、それぞれの学校経営案により適切な運営が行われており、特に学力面では全学校共に向上している。今後とも、それぞれの教育目標に向かって努力してほしい。